

審判員の服装

(平成6年度指導委員会の決定事項)

和歌山県剣道連盟
指導委員会

※この表は和歌山県剣道連盟のみ適用

項目 \ 月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
上着	1日	→				31日	不要				←	1日	31日
ワイシャツ (長袖、又は半袖)	→					←							
ネクタイ	1日	→				30日	不要				←	1日	

項目 \ 区分	服装	形態	備考
上着	紺又は黒	背広	ブレザーを含む
ズボン	グレー	長ズボン	
ワイシャツ	白		長袖又は半袖
ネクタイ	エンジ色 無地		
靴下	紺色 無地		

1. 服装

審判員は、白ワイシャツ、長ズボン(グレー色)、靴下(紺色)とし、ネクタイ(エンジ色無地)を着用する。

- ・7月、8月、の2ヶ月間はネクタイの着用はしない。
- ・6月1日～9月30日までの間は、長袖、又は半袖カッターシャツとする。
- ・審判時は、体育館シューズ等の使用はしない。

2. 審判終了直後の協議の励行

審判員は、試合終了後毎に反省協議を行う。

3. その他

- (1) 審判員が、止む得ず自席を離れるときは、審判主任に申し出て許可を得ること。
- (2) 審判員が、自分の関係したチームの応援をする場合、直接指示したり、声援はしないこと。
- (3) 審判員が、全ての試合が終了するまで、審判をつとめること。